

新潟市男女共同参画市民団体協働事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現を目的として、団体・グループが新潟市と協働で実施する事業について、必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 対象となる団体・グループ（以下「団体」という。）は、自主的に活動を行っている民間の団体で、次の要件を満たしているものとする。

- (1) 新潟市内を活動拠点とし、5名以上の構成員を有する団体であること。
- (2) 男女共同参画の推進に資する活動を1年以上行っている団体であること。
- (3) 特定の政党またはこれらに類する政治団体および宗教活動や営利活動を目的とする団体でないこと。
- (4) 事業の企画、実施から実績報告まで遅滞なく履行できること。

(対象事業)

第3条 対象となる事業は、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向け、新潟市と協働して実施する事業であること。
- (2) 新潟市内において、一般に公開される事業であること。
- (3) 事業実施に際して営利、政治、宗教活動が行われないこと。
- (4) 国又は地方公共団体等から補助を受けていない事業であること。

(事業の申請)

第4条 事業の申請をしようとする団体は、申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、定められた期日までに申請するものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 団体の概要に関する調書（別記様式第4号）
- (4) 前年度の活動報告書及び収支計算書
- (5) その他事業に関する資料

(審査)

第5条 前条の規定に基づき申請された事業について、男女共同参画推進センター運営委員会で審査を行う。

(実施事業の決定)

第6条 市長は、男女共同参画推進センター運営委員会の審査結果に基づき実施事業を決定し、採用の可否について決定通知書（別記様式第5号）または結果通知書（別記様式第6号）により、第4条の規定に基づき申請した団体に通知する。

(事業の委託)

第7条 事業の実施に当たっては、前条の規定に基づき決定した団体（以下「事業実施団体」という。）に委託して実施するものとし、委託の決定について、前条の実施事業の決定と併せ決定通知書（別記様式第5号）により通知する。

2 事業実施団体は、事業を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（経費負担および対象経費）

第8条 事業実施に要する経費は、予算の範囲内で新潟市が負担するものとする。

2 新潟市が負担する対象は、事業実施に直接要する次に掲げる経費とする。ただし、事業実施団体の構成員に係る人件費及び旅費の合計額は全体の委託料の50パーセントを超えないものとする。

（1）人件費（事業開催当日分に限る。）

（2）講師謝金（事業実施団体の構成員が講師をする場合を除く）

（3）旅費（事業開催当日分に限る）

（4）消耗品費

（5）印刷製本費

（6）郵便料等

（7）保険料

（8）使用料・賃借料

（9）その他市長が必要と認める経費（事業実施団体の管理運営経費や自ら負担すべき性格を要する経費を除く）

（協議）

第9条 市長は、実施事業決定後、速やかに事業実施団体との協議の場を設けるものとする。

2 市長は、事業実施団体との協議により、事業内容等を変更することができる。

3 協議の上、変更が生じた事項については、事業実施団体が記録し、市長と事業実施団体の双方で保管するものとする。

（事業の変更等）

第10条 事業実施団体は、当該申請内容に変更がある場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第7号）により市長に申請しなければならない。ただし、前条による協議の結果、事業内容を変更する場合を除く。

（実施報告）

第11条 事業実施団体は、事業終了後速やかに、実施報告書（別記様式第8号）に必要な書類を添付し、報告するものとする。

（委託料の支払い）

第12条 市長は、前条の実施報告書を審査の上、委託料の額を決定し、委託料決定

通知書（別記様式第 9 号）により通知する。

2 事業実施団体は、前項の委託料決定通知書を受理した後、委託料請求書（別記様式第 10 号）により、委託料の支払いを請求することができる。

3 市長は、前項の請求を受理した時は、その日から 30 日以内に委託料を事業実施団体に支払うものとする。

（委託決定の取消等）

第 13 条 市長は、事業実施団体が次のいずれかに該当する場合は、委託の決定を取り消すことができる。また、委託料の支払い後、次のいずれかに該当することが判明した場合は、委託料の全部または一部の返還を命じることができる。

（1）申請に関して虚偽または不正の事実があるとき

（2）委託料を対象事業以外に使用したとき

（3）委託料支払いの要件その他本要綱の規定に違反したとき

（4）その他、市長が委託料を支払うに適しないと認めたとき

（調査）

第 14 条 市長は、本事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、実地に調査することができる。

（その他）

第 15 条 この要項に定めるほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（あて先）新潟市長

新潟市男女共同参画市民団体協働事業 申請書

団 体 ・ グ ル ー プ 名	
代表者の役職及び氏名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	() —
F A X	() —

1 事 業 名	
2 事 業 の 概 要	
3 実施予定期間	年 月 日～ 年 月 日
4 委託料希望額	

事業計画書

団体・グループ名		
事業名		
新潟市男女共同参画行動計画の該当施策	（目標・施策の方向・具体的取組の順に記入してください。複数の施策に該当する場合は、最も主なものを記入してください。）	
課題	（上記該当施策についての課題をどうとらえたのか，記入してください。）	
事業の目的	（上記課題の解決に向けた方策を，記入してください。）	
事業の内容	（１）開催日時	
	（２）開催場所	
	（３）定員	
	（４）事業内容	
事業の実施体制	氏名	この事業における役割
	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	

団体の概要に関する調書

該当する項目にチェックして下さい。以下の全てに該当しない場合は対象外となります。

- ☐ 新潟市内を活動拠点とし、5 名以上の構成員を有する団体であること。
- ☐ 男女共同参画の推進に資する活動を 1 年以上行っている団体であること。
- ☐ 特定の政党またはこれらに類する政治団体および宗教活動や営利活動を目的とする団体でないこと。
- ☐ 事業の企画、実施から実績報告まで遅滞なく履行できること。

団 体 ・ グ ル ー プ 名		
代表者の役職及び氏名		
所 在 地		
本 事 業 の 連 絡 責 任 者	氏 名	
	住 所	〒
	電話番号	
	F A X	
	E - mail	
これまでの活動内容		
団 体 の 会 員 数		
団 体 の H P ア ド レ ス		

※上記の他，会則・規約・会員名簿などの資料があれば添付すること。

新男女第 号
年 月 日

（グループ名）

代表 （ 氏 名 ） 様

新 潟 市 長

（担当：市民生活部男女共同参画課）

新潟市男女共同参画市民団体協働事業 決定通知書

年 月 日付で申請をいただきました下記事業について，次のとおり委託することを決定しましたので，通知いたします。

記

1. 事業名

2. 委託事業の内容

3. 委託予定額

4. 留意事項

- （1）委託料は，本事業以外の用途に使用しないこと。
- （2）申請内容を変更しようとする場合は，速やかに報告し，協議すること。

別記様式第 6 号（第 6 条関係）

新男女第 号
年 月 日

（グループ名）

代表 （ 氏 名 ） 様

新 潟 市 長

（担当：市民生活部男女共同参画課）

新潟市男女共同参画市民団体協働事業 結果通知書

年 月 日付で申請をいただきました下記事業について，総合的に審査した結果，委託対象事業としないことに決定しましたので，通知いたします。

記

事業名

年 月 日

（あて先）新潟市長

団 体 ・ グ ル ー プ 名	
代表者の役職及び氏名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	() —
F A X	() —

新潟市男女共同参画市民団体協働事業 変更申請書

年 月 日付で提出いたしました新潟市男女共同参画市民団体協働事業申請書等の内容について、このたび下記のとおり変更が生じたので、申請します。

記

1. 事業名

2. 変更点

変更前	変更後

3. 変更理由

年 月 日

（あて先）新潟市長

グループ・団体名

代表者の役職及び氏名

所在地

電話番号

F A X

新潟市男女共同参画市民団体協働事業 実施報告書

年 月 日付新男女第 号により決定通知を受けた事業が完了しましたので、新潟市男女共同参画市民団体協働事業に関する要綱第 1 1 条の規定により、報告いたします。

1 事業名				
2 事業概要				
3 開催日時				
4 会場				
5 参加者				
6 事業効果				
7 収 支	収入		支出	
	委託料		人件費	
			講師謝金	
			旅費	
			消耗品費	
			印刷製本費	
			郵便料	
			保険料	
			使用料・賃借料	
			その他	
	合計		合計	

※支出を証明する領収書などの原本を添付すること。

新男女第 号
年 月 日

（グループ名）

代表 （ 氏 名 ） 様

新 潟 市 長

（担当：市民生活部男女共同参画課）

新潟市男女共同参画市民団体協働事業 委託料決定通知書

年 月 日付で申請をいただきました新潟市男女共同参画市民
団体協働事業について、次のとおり委託料を決定しましたので通知いたします。

記

1. 事業名

2. 委託料決定額 円

3. 委託の条件

委託料は本事業以外の用途に使用しないこと。

4. 委託料の請求は、委託料請求書（別記様式第10号）によること。

団 体 ・ グ ル ー プ 名	
代表者の役職及び氏名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	() —
F A X	() —

[illegible]